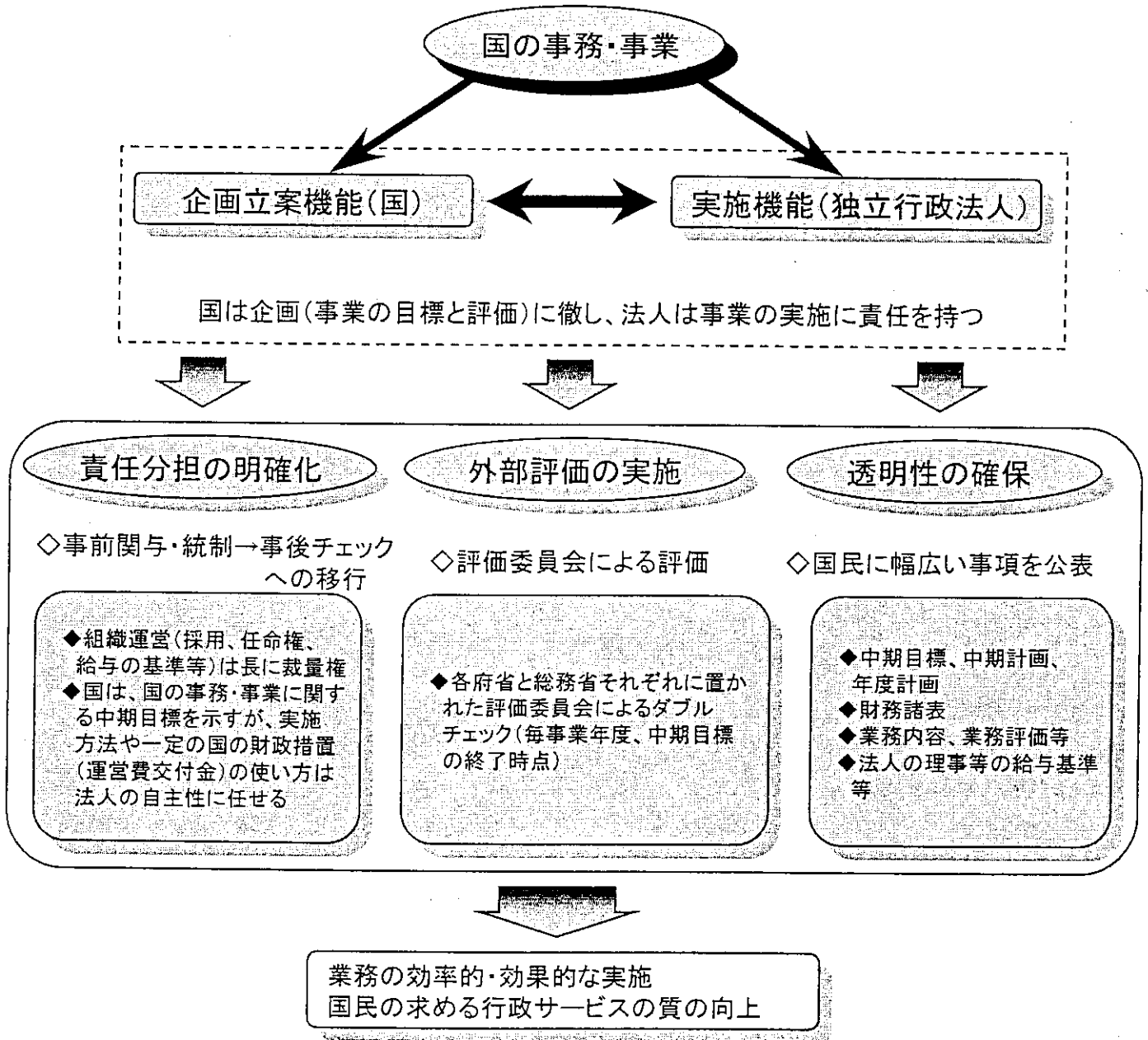


独立行政法人制度の概要

目 次

1. 独立行政法人制度の概要	1
2. 独立行政法人制度のポイント	2
3. 国立病院・療養所の独立行政法人化の経緯	4
4. 独立行政法人通則法の概要	5
(参考) 独立行政法人通則法	6

1. 独立行政法人制度の概要



◎現行制度との違いについて

(現 行)		(独立行政法人)
官庁会計	→	企業会計P/L,B/S
単年度事業計画	→	3~5年中期計画
予算重視	→	業績評価重視
国立病院特別会計へ一般会計からの繰入	→	用途を特定しない渡しきりの交付金
国公法による交渉	→	労働協約締結権の付与

2. 独立行政法人制度のポイント

－ 21世紀型のよりよい行政サービスをめざして

1. 独立行政法人とは

現在国が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、独立行政法人を創設してこの法人が事務事業を行うことにより、よりよい行政サービスの提供をめざすもの

2. 制度の基本

事前関与・統制を極力排し、事後チェックへの移行を図り、弾力的・効率的で透明性の高い運営を確保

3. 運営

- ① 所管大臣は、3年から5年の期間を定め、独立行政法人の性格に応じて、業務運営の効率化や行政サービス向上等に関する中期目標を設定
- ② 独立行政法人の長は中期目標を達成するための中期計画を所管大臣の認可を得て作成し、計画的に業務を実行
- ③ 府省及び総務省に外部の者で構成する評価委員会を置き、定期的に業務の評価を実施
- ④ 中期計画終了時に、組織及び業務の全般にわたる検討を行い、業務運営の方法、組織の在り方等の見直しを実施
- ⑤ 透明性を高めるため、業務、財務、計画、評価等広汎な事項を積極的に公表

4. 財務・会計

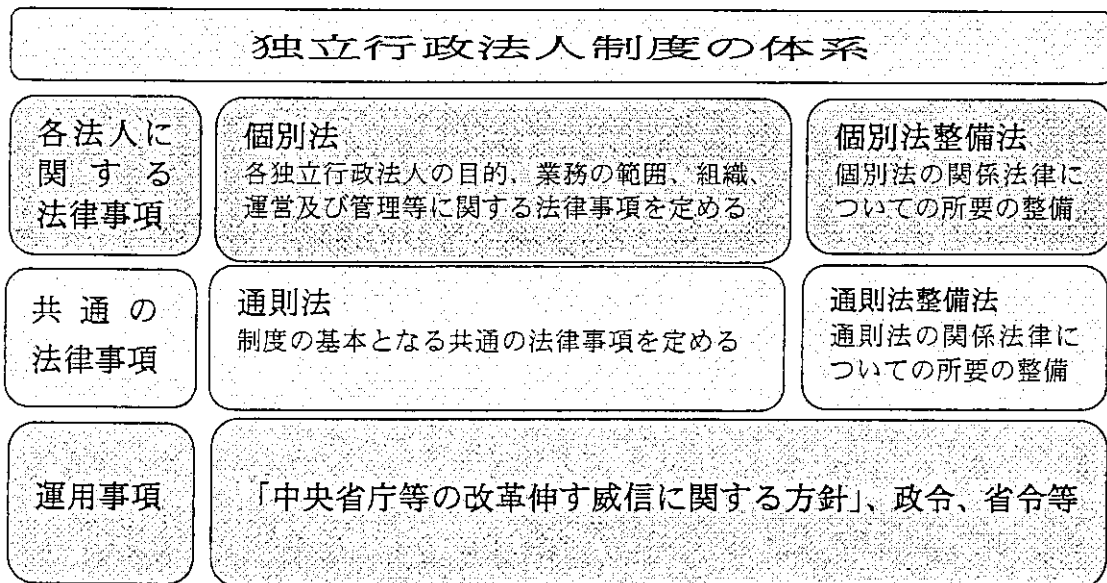
- ① 独立行政法人の財政状態及び運営状況を明らかにし適切に情報開示を行うため、企業会計的手法を導入。このための会計基準を設定し、独立行政法人は財務諸表を作成し、公表
- ② 独立行政法人の事務事業の確実な実施のため、運営費交付金及び施設費等を予算措置
- ③ 運営費交付金は「渡し切りの交付金」として弾力的な執行が可能。施設費等も中期計画の範囲内で弾力的な執行が可能

5. 職員

- ① 国家公務員の身分を与えるものと国家公務員の身分を与えないものを規定
- ② 給与等に法人及び当該職員の業績が反映される仕組みを導入
- ③ 共済制度、国家公務員宿舎制度など福利厚生に配慮
- ④ これまで維持されてきた良好な労働関係に配慮

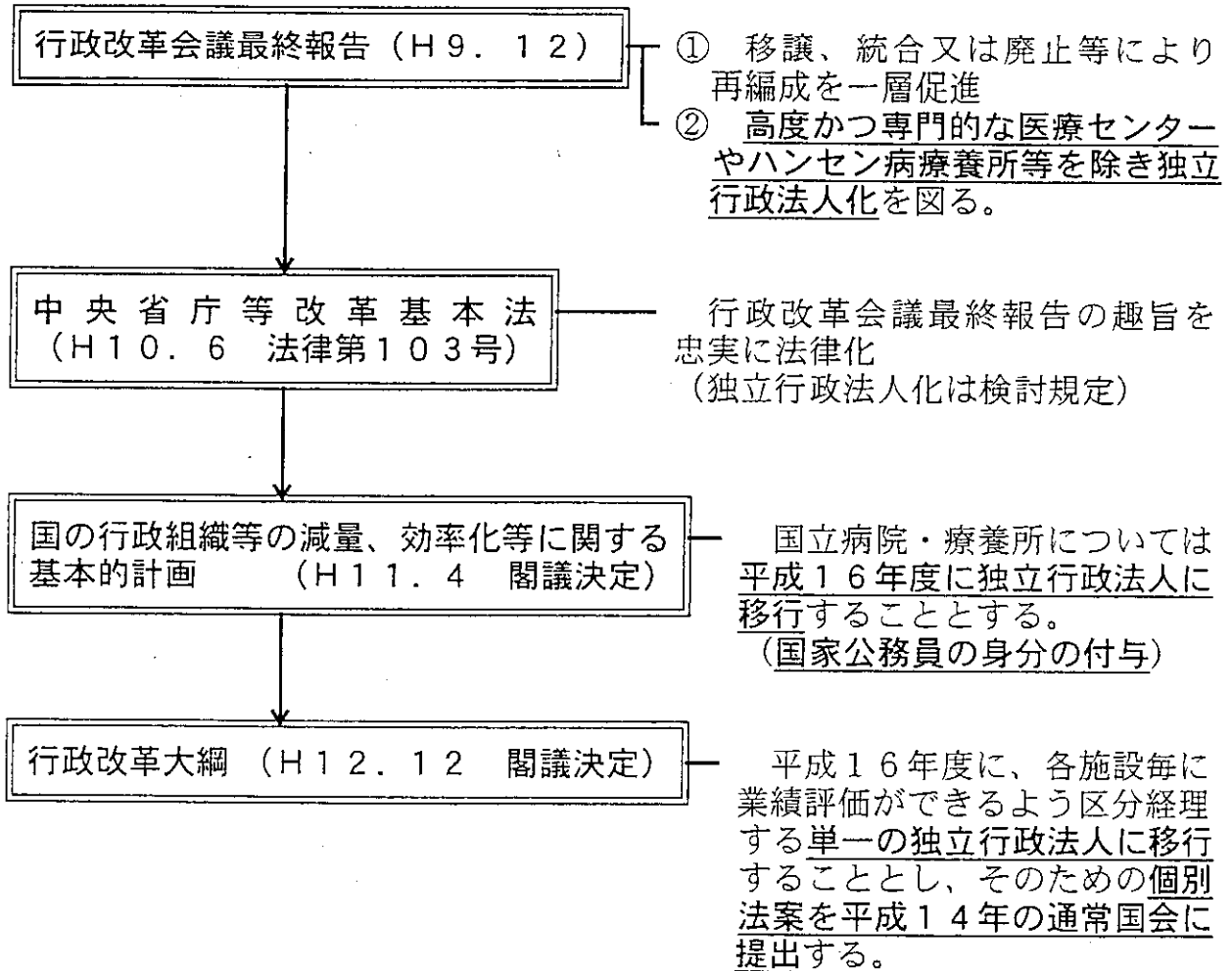
6. 法令

- ① 独立行政法人制度の基本となる共通の事項を定める独立行政法人通則法及び関係法律を整備する法律が施行
- ② その後引き続き、独立行政法人化対象についての個別法案を提出。
※国立病院・療養所の独立行政法人化に当たっての個別法案を平成14年通常国会へ提出予定

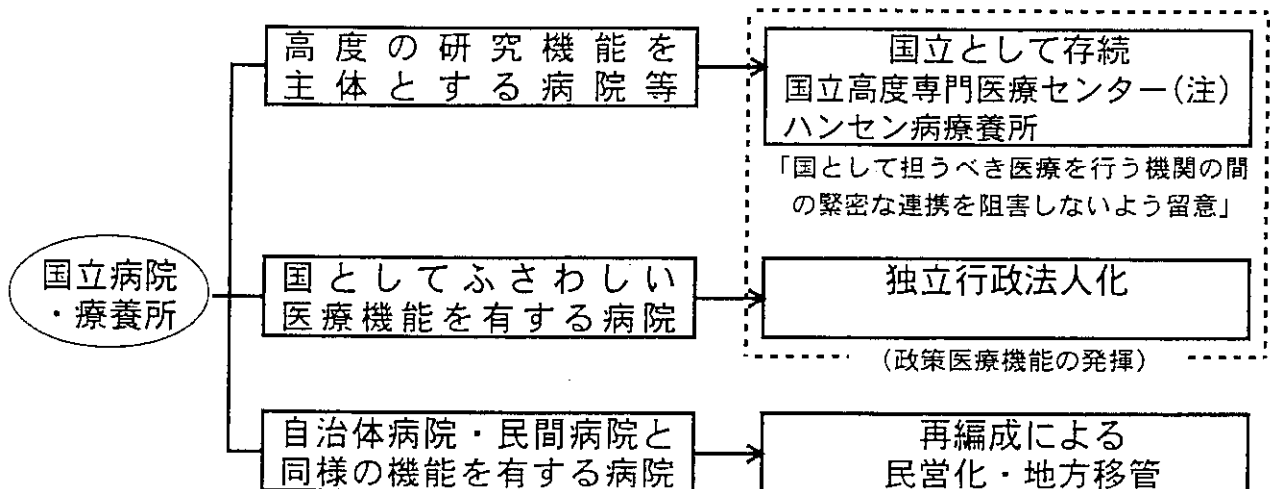


3. 国立病院・療養所の独立行政法人化の経緯

(1) 中央省庁等改革の経緯



(2) 国立病院・療養所の今後の姿



(注) 高度専門医療センター (6センター) の内訳

- ①国立がんセンター、②国立循環器病センター、③国立精神・神経センター、④国立国際医療センター、⑤国立成育医療センター (仮称) / 13年設置議院、⑥国立長寿医療センター (仮称) / 議院

4. 独立行政法人通則法の概要

●…通則法事項

法人運営の自律性

[財務・会計]

- 資本金等の財産的基礎；出資（一個別法）
- 企業会計原則
- 財務諸表；主務大臣の承認、官報公告等
※主務大臣に提出するときは、決算報告書、監事の意見を添付。
- 短期借入金（年度内償還）；限度額超、年度超の場合は、主務大臣認可。
- 長期借入金、債券発行（一個別法）
- 財源措置（運営費交付金、施設費等）
- 余裕金の運用
- 重要な財産の処分；中期計画の範囲で可。それ以外は、財務大臣協議、主務大臣認可。
- 剰余金；主務大臣の承認を受けた額（経営努力分）は、中期計画で定めた使途に充てることが可。その残余は積立金（積立金の処分一個別法）。
- 会計規程；主務大臣届出
- 一定規模以上は会計監査人による会計監査
- 税制；出資形態など具体的な対応に応じ、非課税措置等<整備法>

[法人の設立・運営]

- 【設立】
- 設立手続（特別の定め一個別法）
- 設立委員；主務大臣任命。設立に関する事務を処理。設立準備完了後、主務大臣に届出、法人の長となるべき者への引継。
- 【役員・職員】
- 役員；法人の長と監事（主務大臣任命）、他の役員（法人の長任命）（定数、他の役員の名称・職務・権限等一個別法）
- 職員；法人の長任命
- 【業務運営】
- 業務の範囲（一個別法）
- 業務方法書；主務大臣認可（記載事項→省令）
- 中期目標、中期計画、年度計画
- 【人事管理】
- 職員の身分；国家公務員と非国家公務員の2類型
（国家公務員の身分付与一個別法）
- <国家公務員身分付与（特定独立行政法人）>
- 役員（特別職）、職員（一般職）<整備法>
- 身分保障；原則国家公務員法を適用
- 報酬等（役員）、給与（職員）の支給基準；中期計画の人員費見積り等を考慮して決定、主務大臣届出。
- 常勤職員数；法人は主務大臣に報告。政府は国会に報告。（総定員法の対象外）
- 【その他】
- 国家公務員共済制度、国家公務員退職手当制度等を適用<整備法>
- 労使関係；国労法（争議行為の禁止、労働協約の範囲の制限等）の適用<整備法>

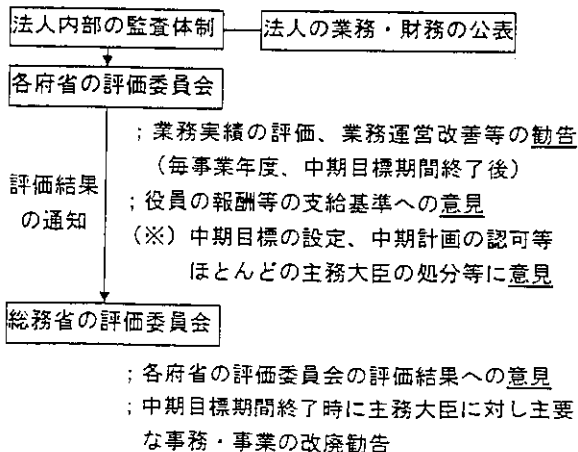
[中期目標] ●

- 主務大臣は、3～5年の期間内で、達成すべき業務運営に関する目標を設定。財務大臣協議。
- ①中期目標の期間
 - ②業務運営の効率化に関する事項
 - ③国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - ④財務内容の改善に関する事項
 - ⑤その他業務運営に関する重要事項

[中期計画・年度計画] ●

- 法人の長が決定。財務大臣協議（年度計画なし）、主務大臣認可（年度計画は届出）。
- ①業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - ②国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - ③予算（人員費見積り含む）、収支計画、資金計画
 - ④短期借入金の限度額
 - ⑤重要な財産を譲渡、担保提供するとき、その計画
 - ⑥剰余金の使途 等
- ※必要に応じ法人の長による変更、主務大臣の変更命令（中期計画のみ）あり。

[評価体制] ●



[国の関与] ●

【主務大臣】◇長、監事の任免 ◇業務方法書の認可 ◆中期目標の設定、変更 ◆中期計画の認可、変更命令 ◇年度計画の受領 ◇中期目標期間終了時の組織・業務全般にわたる検討、所要の措置 ◇財務諸表の承認 ◇会計監査人の任免 ◆剰余金の処理に当たり経営努力により生じた額の承認 ◆短期借入金の限度超、年度超償還の認可 ◆余裕金を運用し得る有価証券、金融機関の指定 ◆中期計画外の重要財産処分の認可 ◇給与の支給基準等の受領 ◇報告聴取、立入検査、違法行為等の是正命令 ・緊急時の指揮命令権<個別法>

【財務大臣】◆ _____ について財務大臣協議

事後評価と国の関与